

2022 年 2 月 1 日

会員各位

スポーツ安全保険について

フィギュアフオークラブ

フィギュアフオークラブでは、本クラブ規約第9条に基づき、本クラブで活動する全ての人（選手・指導者）に公益財団法人スポーツ安全協会におけるスポーツ安全保険への加入を義務付けております。制度の概要はこちらをご覧ください。

（１）加入区分・掛金・対象者・補償額

①（中学生以下）

種別	こども	おとな
年齢	幼児・小学生・中学生	高校生以上
加入区分	AW	C
年間掛金	1,450 円（～翌3月31日まで）	1,850 円（～翌3月31日まで）

※当保険の詳しい内容はスポーツ安全保険サイトをご覧ください。

（２）クラブ担当連絡先

ffcmng@gmail.com

※必ず件名を「スポーツ安全保険新規申込の件」「事故届申請依頼の件」などと分かるように連絡ください。

（３）新規加入方法

初回練習参加日の前日までに保険料をお支払い（入金）ください。振込完了しましたら、FFC マネージャー（ffcmng@gmail.com）まで連絡ください。

振込口座

みずほ銀行 恵比寿支店 普通 1351036 フィギュアフオークラブ

（４）万が一怪我や事故が生じた場合の保険申請手続方法

※賠償責任保険、突然死葬祭費用保険は別途ご参照ください。

万が一、当クラブの活動中に事故が発生した場合、以下の方法により手続きをしてください。事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。

①事故発生時、直ちに担当指導者ならびに監督に報告してください。

事故発生時は、担当指導者ならびに監督まで報告してください。

②スポーツ安全保険を申請する場合、報告フォームに入力してください。

スポーツ安全保険を申請する場合、[報告フォーム](#)から報告してください。この回答は、FFC 指導者ならびにスポーツ安全協会に情報開示します。

③本クラブからスポーツ安全保険へ事故通知を行います。その後、東京海上日動（スポーツ安全保険）より、本人宛に直接、保険金請求に必要な書類一式が送付されます。

入通院保険金請求額の合計が１０万円以下の場合は、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。

⑥届いた書類「保険金請求書」に正確に記入してください。

保険金請求に必要な情報が揃いましたら（例：傷害保険のご請求の場合には治癒して入通院日数等が確定してから）、保険金請求書に必要事項をご記入ください。なお、保険金請求書には団体での活動または往復中の事故であったことを証明する団体代表者の記名、捺印、加入情報（加入区分・加入手続日等）は当方にて記載するので記入不要です。

⑦記入された情報をクラブが確認し、本クラブから保険会社に郵送します。

既に提出いただいた事故届と照合し、団体代表者の署名・捺印を行い、発送いたします。不明な点がある場合は、クラブから照会する場合がありますのでご了承ください。

⑨保険金が指定口座に振り込まれます。

ご請求内容を審査のうえ、保険金が指定口座に振込まれます。

※ご参照

スポーツ安全保険 事故時のご連絡・保険金請求の手続きについて のご照会